



令和元年 11 月 6 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育



東京都特定個人情報の保護に関する条例第 24 条第 2 項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 9 月 10 日付 31 主資評第 260 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の
賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意
見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 アクセスログの分析について

当該事務において使用する税務総合支援システムは、大規模なシステムであり、職員は終日にわたり使用し業務を行っていることから、アクセスログが日々膨大な量となっていることを踏まえ、ログ分析に相当するセキュリティ対策を十分講じているとのことだが、アクセスログの分析は、特定個人情報の不適切な取扱いを抑止するためのリスク対策として有効な分析手法であるか否かを含め、引き続き、継続的な検証に努めること。

2 窓口業務の一部委託について

都税事務所では、都民サービスの向上及び効率的な税務行政の推進を図るため、窓口業務における証明書発行や申告書の受付等の業務を業者に一部委託するとされている。

この委託に当たり委託業者が、税務総合支援システムを使用することとなるが、アクセス権限の設定により、各IDの有効期間内において特定個人情報の閲覧のみを可能とし、消去や更新を禁止するなど、安全管理措置が適切に講じられている。引き続き、厳格な運用管理に努めること。

3 特定個人情報の正確性担保について

課税事務の適正や納税者のプライバシー保護のためには、本人確認用データ及び税務総合支援システムに登録された情報の正確性担保が重要であることから、当該事務のあり方については、今後も引き続き、継続的検証に努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

| 年月日 | 審議経過 |
|----------------------|--|
| 令和元年9月10日 | 諮問 |
| 令和元年9月17日、19日及び10月9日 | 本評価書案概要説明・審議 (第39回特定個人情報保護評価部会) |
| 令和元年10月17日、21日及び24日 | 審議(第40回特定個人情報保護評価部会) |
| 令和元年11月6日 | 「地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申 |

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏